

令和7年（行ウ）第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

第8準備書面

【駒村教授の意見書を踏まえた主張の補充】

2026年6月30日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多 田 晋 彦

本書面は、本件各規定の憲法適合性に係る判断枠組み等に関する被告の主張（被告準備書面(1)29～36頁、被告準備書面(3)25～36頁）、とりわけ、①最高裁平成11年判決に依拠し、選挙運動の自由は選挙制度の仕組みの一部であるから国会の広範な立法裁量に委ねられるとの主張及び②間接的・付随的制約に当たるから緩やかな利益衡量的方法によって審査されるべきであるとの主張に対し、憲法学者である駒村圭吾教授の意見書（甲44）を踏まえ、従前の原告らの主張（原告第2準備書面5～16頁、原告第5準備書面21～36頁）を補充するものである。

第1 選挙運動の自由は政治的表現の自由の核心であり、かつ、自由選挙の原則を構成する重要な自由である

1 選挙運動は政治的表現の核心的局面である

選挙運動は、国民の政治的表現の自由の最も重要な局面に関わる。政治的表現の自由は、憲法21条1項が保障する表現の自由の中でも、国民主権原理及び議会制民主主義の基盤をなす核心的な権利であり、公共的事項について国民が意見

を形成するために不可欠のものである（訴状20～25頁）。

駒村教授も、「選挙運動を行うことは、日本国憲法が保障する基本的人権の中心のそのまた核心に位置し、このことを措いて本件を論じることとはできない」と指摘する（甲44・3頁）。

このように、本件各規定は、単なる選挙制度上の規律ではなく、政治的表現の自由の核心に対する制約として把握されなければならない。

2 選挙運動の自由は自由選挙の原則を構成する

(1) 選挙制度と関連することは選挙運動の自由が「制度的権利」であることを意味しない

選挙運動は、選挙という制度の実施と関連するが、このことは、選挙運動の自由が、広い立法裁量に委ねられた「制度的権利」であることを意味しない。

駒村教授は、「制度的権利として観念されるのは『選挙権』であって、『選挙運動の自由』ではない」と指摘する（甲44・3頁）。選挙運動が選挙制度と連関を有するとしても、そのことから直ちに、選挙運動の自由が自由権ではなく制度準拠的権利とみなされるわけではない（甲44・4頁）。

(2) 自由選挙を構成する重要な要素である

選挙運動の自由は、「選挙の諸原則の重要な構成要素のひとつである『自由選挙』の原則を構成するもの」である（甲44・3頁。甲52：長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）233、234頁）。

駒村教授は、「選挙制度そのものが自由選挙の原則による規律を受ける以上、選挙運動に対する規制を、単に選挙制度形成の問題として国会の広範な裁量に委ねることとはできない」と指摘している（甲44・3頁）。

3 小括

以上のとおり、選挙運動の自由は、憲法21条1項の政治的表現の自由として

最大限尊重されるべきであるとともに、自由選挙の原則を構成するものとして、選挙制度の設計を規律する憲法上の要請でもある。未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する本件各規定の憲法適合性は、選挙運動の自由の有する上記の意義を踏まえて判断されなければならない。

第2 最高裁平成11年判決の射程及び立法裁量

1 被告の主張

被告は、最高裁平成11年判決及びこれに対する駒村教授の「選挙運動は自由の問題ではなく、選挙制度の仕組みに組み込まれた」(乙50)との解説に依拠して、未成年者に対する選挙運動の規制は「選挙制度の仕組み」の一部として広範な立法裁量に委ねられるなどと主張する(被告準備書面(1)31、32頁、被告準備書面(3)28、29頁)。

しかし、被告の主張には、①本件に最高裁平成11年判決の射程が及ぶと捉えていること(後記2)、②選挙運動の自由を制度準拠的権利であると捉えていること(後記3)、③制度準拠的権利であれば国会の広範な立法裁量に委ねられるとしていること(後記4)の3つの点で誤りがある。以下詳述する。

2 最高裁平成11年判決の射程は本件には及ばない

最高裁平成11年判決は、候補者届出政党に所属する候補者とそれ以外の候補者との間で、選挙運動の量や政見放送の機会に差異を設けることの憲法14条1項適合性について判断したものである。すなわち、最高裁平成11年判決は、個人の選挙運動を制限することについてではなく、候補者届出政党に所属する候補者の選挙運動を量的・質的に優遇することについて判示したにすぎない。

これに対し、本件で問題となっているのは、18歳未満の者について、選挙運動という政治的表現を一律に禁止する規制である。これは、候補者間の選挙運動の機会の平等の問題ではなく、未成年者による選挙運動という政治的表現活動そ

のものを禁止する問題である。

最高裁も、戸別訪問事件判決のように選挙運動の自由の制限について争われた数多くの判例において、「公共の福祉のため必要かつ合理的な制限」であるかを審査している（原告第4準備書面22～25頁）。

駒村教授も、「平成11年判決の射程は本件に及ぶものではない」し、仮に選挙運動に関する規律が立法裁量に委ねられるとする趣旨であるとしても「そこから直ちに審査が緩やかで構わないという結論は出てこない」として、次の3点を指摘する（甲44・5、6頁）。

(1) 「選挙運動」を「政治活動」から明確に切り離すことができない

『選挙運動』は政治的表現の自由の一局面を構成する」ものであり、「政治活動」の規制については一般に厳格な審査が求められる。「政治的表現一般から『選挙運動』を明確かつ最小限に切り出すことができない限り、本件各規定の憲法適合性は、政治的表現の自由そのものに対する制約として、厳格に審査されなければならない」（甲44・5頁）。

(2) 本件は政治的表現の自由の制約の問題である

本件各規定は、候補者間の選挙運動の差異の問題ではなく、未成年者による政治的表現である選挙運動それ自体を制約するものである。すなわち、本件は、選挙運動に参加し得る者の間における選挙運動の態様の差異に関する憲法14条1項の問題ではなく、「憲法21条1項の表現の自由の問題」であるから、当然に緩やかな審査に服するものではない（甲44・5、6頁）。

また、その裁量についても、「最高裁が強調してきた選挙の目的である『公正かつ効果的な代表』という要請による統制を受ける」（甲44・6頁）。

(3) 未成年者にとって「ゼロ保障」である

さらに、「本件禁止規定の特殊性」として、未成年者にとっては、「その担いうる選挙運動の方法が限定されるのではなく、そもそも『ゼロ保障』になっている点に留意されなければならない」（甲44・6頁）。

在外国民の選挙権制限が問題となった最高裁平成17年判決において、在外国民に対して選挙権の行使を「全く認めていなかったこと」が憲法に違反するとされているとおり、「権利行使の態様を制約することを超えて、一定の主体に当該権利の保障が完全に排除されている状況は、当該権利の性質にかかわらず、違憲性が濃厚に疑われる事態である」。本件禁止規定のように未成年者にとって選挙運動が「ゼロ保障」となっている場合には、厳格な審査が適用されるべきである（甲44・7頁）。

(4) 小括

以上のとおり、最高裁平成11年判決は、選挙運動の方法や政見放送の機会について制度上の差異を設けることの憲法14条1項適合性を判断したものにすぎない。これに対し、本件各規定は、18歳未満の者による選挙運動という政治的表現活動それ自体を一律に禁止する規定が憲法21条1項に違反しないかが争われているのであって、事案を異にする。

加えて、駒村教授が指摘するとおり、「選挙運動」は政治活動から明確に切り離すことが困難である。しかも、本件各規定は未成年者の選挙運動の自由を一律全面的に否定する「ゼロ保障」の規制である。

したがって、最高裁平成11年判決の射程は本件には及ばず、本件各規定の憲法適合性は、政治的表現の自由に対する重大な制約として厳格に審査されなければならない。

3 選挙運動の自由は制度的権利ではない

駒村教授は、憲法上の権利には、選挙権のように「本来的に制度に依存ないし準拠して構成される権利」が存在する一方で、自由権については、「制度が準拠すべきベースラインが≪自由＝制度のないこと≫なので、制度を構築することそれ自体が権利侵害を疑われる」と指摘する（甲44・17頁）。そして、「自由権の制約には慎重な判断が求められる」とする（甲44・17頁）。

その上で、駒村教授は、選挙運動の自由を制度的権利に分類するかののような見解について、「このような言説は額面通りの制度的権利に選挙運動の自由を還元しようとするものであれば受け入れがたい主張である」と明確に批判する（甲 4 4 ・ 1 8 頁）。

その理由として、駒村教授は、第一に、「選挙運動の自由は選挙権とは異なる」のであり、選挙権が制度的権利であることから、選挙運動の自由も当然に制度的権利であると導くことはできないとする。第二に、「選挙運動は政治的表現の自由そのもの、あるいはそれと不可欠に結びついたもの」であり、選挙運動は「選挙という最大の政治的実践の局面における公的言論の行使」であるとする。（甲 4 4 ・ 1 8 頁）

駒村教授が指摘するとおり、選挙運動は、選挙という国民の政治意思形成の中核的局面において、特定の候補者又は政党への支持・不支持を表明する政治的表現活動である。したがって、これを選挙制度に依存する制度的権利に還元することはできず、選挙運動の自由に対する制約は、必要最小限度にとどめられなければならない。

4 仮に制度準拠的な要素を認めるとしても広範な立法裁量に委ねられるものではない

仮に、選挙運動の自由に一定の制度準拠的な要素があるとしても、そのことから直ちに広範な立法裁量が導かれるわけではない。

駒村教授は、制度的権利についても、憲法上の権利である以上、「全くの無制約な立法裁量が認められるわけでない」とし、そうでなければ「明治憲法下での『法律の留保』と同じになってしまう」と指摘する。また、制度的権利であっても、そのベースラインは「当該制度の本質などのような客観法的原則による規律を受ける」のであり、法律によって自由に設定できるものではないとする。（甲 4 4 ・ 1 7 頁）

この点は、最高裁平成11年判決を前提としても同様である。最高裁平成11年判決は、「選挙運動をいかなる者にいかなる態様で認めるかは、選挙制度の仕組みの一部を成す」と判示したが、「この判示部分をもって、選挙運動の自由が端的に制度的権利に分類され、制度形成に関する広汎な立法裁量が認められたと解してはならない」（甲44・19頁）。むしろ、同判決は、候補者届出政党に所属する候補者とそうでない候補者との間に選挙運動上の差異が生じることについて、その差異が「一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合」には国会の裁量を逸脱すると判示している。また、政見放送の機会を候補者届出政党に所属しない候補者に認めないことについても、「単なる程度の違いを超える差異」を生じさせるものであるとした上で、その理由が「十分な合理的理由といい得るかに疑問を差し挟む余地がある」とまで述べている。すなわち、最高裁平成11年判決も、選挙運動に係る規律を無限定の立法裁量に委ねたものではなく、選挙運動上の差異の「合理性」や「十分な合理的根拠」の有無を審査している（甲44・20頁）。

そして、本件各規定は、最高裁平成11年判決で問題となった候補者間の選挙運動上の差異とは、比較にならないほど重大な制約を課している。政見放送が「選挙運動の一部を成すにすぎ（ない）」のに対し、本件各規定は、18歳未満の者について、選挙運動それ自体を一律全面的に禁止するものである。すなわち、本件各規定は、未成年者に対して選挙運動の自由を「包括的ゼロ保障」とする規制である（甲44・20頁）。

したがって、仮に選挙運動の自由について制度準拠的な要素を認めるとしても、本件各規定については、その合理性がより厳格に問われなければならない。少なくとも、最高裁平成11年判決を根拠として、本件各規定について緩やかな審査で足りるとすることはできない。

第3 選挙のルール論について

1 被告の主張

被告は、最高裁平成11年判決に依拠して、未成年者に対する選挙運動の禁止は「飽くまでも選挙という特殊な場面におけるルールであり、政治的表現一般と同一視できるものではなく」、「選挙制度の仕組み」として広範な立法裁量に委ねられるなどと主張する（被告準備書面(1)31、32頁、被告準備書面(3)28、29頁）。

しかし、政治的表現の自由に対する規制についてルールと称して広範な立法裁量に委ねること自体が不当であるのみならず、本件各規定は、選挙運動に参加し得ることを前提としてその手段や態様を規制するものではなく、未成年者を選挙運動から一律に排除するものであるから、いわゆる選挙のルール論が妥当しないことは既に主張したとおりである（原告第5準備書面27～31頁）。

駒村教授も、選挙のルール論に対して次のとおり疑問を呈している（甲44・24、25頁）。

2 選挙運動の全てを「調整問題」とすることはできない

駒村教授は、被告が上記主張において参照していると思われる伊藤正己裁判官補足意見におけるいわゆる選挙のルール論について、「ルールがどんな中身のものであるかではなく、とにもかくにもルールが設定されていること自体に意味があるとするものであろう」とした上で、「政治運動が政治的表現の自由の行使の一類型であることをほとんど一顧だにしないものであり、ある意味で人権論的には相当に後退したものとなっている」と指摘する。

そして、伊藤正己裁判官補足意見のルール論について「いわゆる調整問題の一種」とであると位置付けた上で、「選挙という場が統治にとって決定的に大事であり、また政治的表現の自由にとっても最重要のステージ」であることを踏まえ、選挙運動の規制は、単なる「調整問題」として処理できるものではないと述べ、

「ルール設定論にはかかる重大な疑義がある」と結論付ける。(甲 4 4・2 4、2 5 頁)

3 小括

したがって、選挙運動に関する規制であるという一事をもって、これを単なる選挙のルール設定の問題として広範な立法裁量に委ねることはできない。とりわけ、本件各規定は、選挙運動に参加し得る者の間における選挙運動の方法、態様の規制ではなく、一般国民である未成年者を選挙運動から一律に排除する規制であるから、いわゆる選挙のルール論によってその合憲性を基礎付けることはできない。

第 4 「間接的・付随的制約」論及び猿払基準について

1 被告の主張

被告は、本件各規定は「未成年者の意見表明そのものの制約をねらいとするものではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとするもの」であって、「政治的な意見表明そのものに否定的な評価をするわけではなく、また、他の種類の行動によって政治的な意見を表明する自由があることから、意見表明そのものの制約をねらいとした規制に比べて、失われる利益が質的・量的に小さい」のであり、本件各規定が間接的、付随的な制約であることは緩やかな審査基準を採用すべき論拠の一つとなる旨主張する(被告準備書面(3) 3 2 頁)。そして、①禁止した目的が正当であること、②当該目的と手段が合理的な関連性を有すること、③選挙運動を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡が取れていることの 3 要件によって憲法適合性を審査すべきである旨主張する(被告準備書面(1) 3 2、3 3 頁)。

しかし、本件各規定は、未成年者の選挙運動の自由に対する間接的・付随的制約ではなく、直接的な制約であるから、厳格な審査を行うべきである(原告第 2 準備書面 9～1 2 頁、原告第 5 準備書面 3 1～3 6 頁)。

駒村教授は、本件に、猿払事件判決をベースにした戸別訪問事件判決で用いられた「間接的・付随的制約」論及び猿払基準を援用することは、次の理由から適切ではないと指摘している。

2 猿払事件判決は国家公務員の権利が問題となった事案である

猿払事件判決は、国家公務員の政治的行為の制限が問題となった事案である。同判決では、権利主体が国家公務員であることから、憲法15条2項の「全体の奉仕者」として位置付けられ、「それによって憲法21条1項の主体であることが極限まで縮減」されている（甲44・23頁）。

これに対し、本件禁止規定は、公務員という特別な法的地位にある者ではなく、一般国民である未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する規制である。猿払事件判決自身も、「公務員に禁止されている政治的行為も多かれ少なかれ政治的意見の表明を内包する行為であるから、もしそのような行為が国民一般に対して禁止されるのであれば、憲法違反の問題が生ずることはいうまでもない」と判示している。本件各規定が対象としている選挙運動も、「多かれ少なかれ政治的意見の表明を内包する行為」であることは否定できず、それが一般国民である未成年者に対して一律全面的に禁止されている以上、「猿払事件判決の上記の箇所こそ参酌されるべき」である（甲44・23頁）。

したがって、国家公務員という特別な法的地位にある者を対象とした猿払事件判決の判断枠組みを、一般国民である未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する本件に援用することはできない。むしろ、猿払事件判決自身が、国民一般に対する政治的行為の禁止については憲法違反の問題が生じることを明示している以上、本件各規定については、一般国民に対する政治的表現活動の制約として、厳格な審査が行われなければならない。

3 猿払事件判決そのものが事実上の判例変更を余儀なくされている

猿払事件判決は、「公務員を単に『全体の奉仕者』とにおいて21条1項の権利を享有する『国民』としての地位を閑却した」のに対し、猿払事件判決と同じく公務員の政治的行為の制限が問題となった堀越事件判決においては、「公務員に対して『全体の奉仕者』であることを要請する15条2項に対して、21条1項は『国民としての政治活動の自由』を公務員に保障すると述べて『国民』としての地位もあることを明確に対置し」、これらの価値衡量を行った上で、国家公務員法102条1項により禁止される政治的行為を、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるもの」に限定して解釈するに至った。駒村教授は、堀越事件判決を踏まえ、「猿払基準等の憲法訴訟論の遺産は堀越事件判決の水準に照らせば過去のものとなった」と評している。そして、「裁判所が国民事案についても猿払事件判決の審査枠組を援用する傾向がみられるが、そのような流れに乗ったとしても、参照されるべきなのは堀越事件判決のそれである」と述べる。(甲44・23、24頁)

このように、「間接的・付随的制約」論及び猿払基準は、その後の堀越事件判決によって実質的に変更されている。そうである以上、公務員という特別な地位にない一般国民である未成年者に対して選挙運動を一律全面的に禁止する本件において、猿払基準を緩やかな審査基準として援用することは、なおさら不当である。

第5 本件各規定の憲法適合性に係る判断枠組み

1 被告の主張

被告は、前記のとおり、猿払基準をベースとした「緩やかな利益衡量の方法」によって憲法適合性が判断されるべきであると主張する(被告準備書面(1)32、33頁)。

しかし、次のとおり、本件は、政治的表現の自由に対する強度の制約であるか

ら、政治的表現の自由を規制して得ることが是認される「重要な利益」を保護する目的であり、かつ制限が「必要やむを得ない限度」にとどまるものであるかが審査されなければならない（訴状27、28頁）。

駒村教授も、以下のとおり分析し、原告と同じ見解に立っている。

2 本件各規定の憲法21条1項適合性の判断には厳格な審査が求められる

駒村教授は、「憲法上の権利に対する制約の憲法適合性を判定する審査密度とそれに応じた審査基準の設定は、基本的には、①当該権利の性質・重要性と、②制限の強度を掛け合わせて決定される」とした上で、本件について次のとおり分析する（甲44・7～9頁）。

(1) 権利の性質と重要性

まず、「選挙運動を行うことは、選挙という統治の重大局面における表現の自由の行使」である。表現の自由は、「民主主義を支え（自己統治の価値）また個人の人格的发展（自己実現の価値）に結び付いた重要な権利」であるのみならず、そのなかでも「公的言論は特に重視される」。さらに、政治的表現の自由を行使する局面の中でも、『選挙』が民主制そのものの正統性を提供するとともに重要な統治上の行事である以上、選挙運動を行う自由は、さらにもう一つの重要性が加わる」。そして、「選挙運動」を「合理的で必要な範囲で明確かつ限定的に」定義できない以上は、「多重な重要性を持つ政治的表現の自由そのものに対する規制問題として捉える必要がある」。（甲44・7、8頁）

(2) 権利の制限強度

本件禁止規定は、未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する、いわゆる「ゼロ保障」であり、「当然のことながら権利の制限強度は最高度に高い」（甲44・8頁）。

(3) 本件における憲法適合性の判断枠組み

以上の検討を踏まえ、駒村教授は、「本件禁止規定等に対する憲法適合性の

判定基準は厳格なそれが求められ、禁止目的が非常に重要な公益に資するものであり、かかる目的を達成するために採用される手段が合理的であるだけでなく、必要最小限のものであることが要求される」と結論付ける（甲 4 4・9 頁）。

第 6 本件各規定の憲法適合性

1 本件各規定の立法目的は重要でも正当でもない

駒村教授は、被告の主張する立法目的について、①未熟な未成年者の選挙運動参加がもたらす選挙の弊害の防止及び②選挙運動に巻き込まれることからの未成年者の保護の 2 つに分析した上で、これらの立法目的は、「重要で正当な立法目的とはおよそ言い難い」と結論付ける（甲 4 4・9 頁）。

(1) 未熟な未成年者の選挙運動参加がもたらす選挙の弊害の防止

被告は、「選挙権がなく、社会性も未成熟な未成年者が選挙運動に参加することによる弊害」と述べて、選挙権を持たないことを、未成熟性とは別個に弊害発生の原因にカウントし、「あたかも選挙権のない者は自ずと不正をはたらく、あるいははたらく蓋然性が著しく高い」ことを想定しているようである¹。しかし、「選挙権を持たない者が選挙に弊害をもたらすという論理は自然に考えても成立しにくく」、「もし一定の弊害が生ずるのであれば、その弊害を定義同定して直接排除すれば済むことであり、選挙権の有無に自動的に還元して考えることは不適切」である（甲 4 4・9 頁）。

また、その「弊害」の内容についても、被告の主張によれば、その立法事実
は「学童、児童及び学生を大量に動員して候補者の氏名を連呼させるなどの人

¹ もっとも、被告は、被告準備書面(4) 1 2 頁において「そもそも被告は未成年者が選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていないことをもって『選挙運動の機会の均等』を害するとは主張していない」とし、「(人海戦術が) 選挙という手段で自らの意思を表明することが認められてすらいらない未成年者によって行われたことの問題が強く認識されていたことをしてきたものである」と主張している。この主張の趣旨は必ずしも明らかでないが、被告自身も、未成年者が選挙権を有しないことが選挙の不正をもたらす原因であるとは主張しているのではないと思われる。

海戦術、連呼行為が広く行われ、選挙の公正の観点から大きな社会問題となった」ことにあるが、そもそも、「政策的主張に共感を示した国民が多く支援に駆けつけること自体は正当な政見の訴えが功を奏した結果であって不正のそしりを受けるいわれはない」。そして、被告の主張する立法事実が選挙の公正の観点から問題になり得るのは「せいぜいそれが欺罔や不当な誘導によって作出された非自発的な動員による場合」であり、そのような場合を規制対象にすれば済む。(甲44・9、10頁)

(2) 選挙運動に巻き込まれることからの未成年者の保護

被告は、「未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることを防止し、未成年者を保護」することが本件禁止規定等の立法目的である旨主張する。しかし、そうであれば、「少なくとも『正当な選挙運動』への参加を否定する理由にはならないし、また、『不当な選挙運動』そのものを取り締まればいいはずである」。

(甲44・10頁)

また、パターンナリスティックな制約は、「人格的自律そのものを回復不可能なほど永続的に害する場合²」に例外的に許容されるとされているところ、被告は、「人格的自律そのものを回復不可能なほど永続的に害する」弊害が何かを明示していない(甲44・11頁)。

そうすると、被告の主張としては、「未成年者が『思想も固まらない』『責任もない』未熟な存在だから、それが選挙運動を行うと選挙が歪められるし、過酷な言論戦に耐えられないだろう」という点が残ることになると思われるが、この「責任」が何を指すかも不明である上³、「成年に達するまでは、定型的かつ一律全面的に政治的未熟性が認定されている未成年者が、成年に達したとた

² 甲53：佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）154頁

³ なお、この点については、門田孝教授の意見書(甲42)でも引用されているとおり、「未成年者が未成熟な判断能力に基づき選挙運動を行っても、有権者は成熟した判断能力を有する成人であるため、選挙結果に歪みが生じるわけではない」とも指摘されている(甲54：米沢広一『憲法と教育15講』〔第4版〕(北樹出版、2016年)80、81頁)。

ん、突如として、思想が固まり、選挙結果に対する責任を負い得る」「フルスペックの有権者に変貌するというのはどう考えても無理がある」。そして、政府が推進するいわゆる「主権者教育」の観点からも、未成年者の政治的表現の自由に属する選挙運動の自由を一律全面的に否定することは、「主権者として主体的に成長する契機を剥奪することに等しい」のであって、「内的矛盾」を抱えている。(甲44・11、12頁)

(3) 小括

以上の検討から、駒村教授は、被告が提示した立法目的は「いずれも内実が不分明であり、種々の矛盾をはらんだものなので、目的審査の段階で既に厳格審査の要求を充たさない」と結論付ける(甲44・12頁)。

2 手段が必要最小限度のものではない

駒村教授は、そもそも「選挙運動」の定義の不存在自体が憲法上の疑義をもたらすものであると指摘した上で、仮に総務省がウェブサイトで公表している定義に依拠して考えたとしても、次の点で合理性及び必要性が認められないと述べる(甲44・12～17頁)。

(1) 大量動員や人海戦術そのものを規制すれば足りる

被告が主張する「弊害」の内実とは、結局、大量動員や人海戦術・連呼行為によるものを指すようであるが、仮にそうであるとすれば、「成年・未成年を区別することなく大量動員や人海戦術・連呼行為を規制すればいい」のであって、未成年者についてのみ選挙運動を一律全面的に禁止するのは、「必要最小限度の規制ではないどころか、目的との合理的関連性自体を充たさない」。仮に、未成年者が成人の勧誘に安易に乗りやすく、その結果人海戦術に動員されやすいということであれば、「未成年者の性向につけいる成人の行為を規制すれば足りる」。(甲44・13、14頁)

(2) 「不当な選挙」を規制すれば足りる

被告の主張するように、未成年者を不当な選挙に巻き込むことから保護することが目的であれば、「不当な選挙」や「巻き込む」ことに対する規制をすれば足りるのであり、未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する理由にはならない（甲44・14頁）。

(3) 未成年者の未熟さから規制と保護が必要であるという理由はない

未成熟な未成年者が参加するがゆえに「選挙が歪められる」という立法事実は、人海戦術や連呼行為のための大量動員に起因すると思われるが、それは、前記(1)で述べたとおり、人海戦術そのものを禁止すれば足りるのであり、未成年者の選挙運動を禁止する理由とはならない（甲44・14頁）。

また、思想の未成熟性や「無責任性」を理由として未成年者の自発的な選挙運動を禁止するということは、政府が推進する主権者教育の方針及び内容とも逆行する（甲44・14頁）。

(4) 小括

以上のとおり、仮に立法目的が正当であったとしても、被告のいう「不当な選挙運動」や、不当な方法による「動員」を規制すれば足りるのであって、未成年者の選挙運動を全面的に禁止することは、目的達成のための必要最小限の手段とはいえない。そもそも、被告の主張する「弊害」と規制対象との間には大きなずれがあり、目的と手段との間の合理的関連性もない。

第7 総括

以上のとおり、最高裁平成11年判決の射程は、本件には及ばず、選挙運動の自由を制度準拠的権利と位置付けることもできない。また、猿払事件判決に由来する間接的・付随的制約論及び猿払基準は、公務員の政治的行為の制限に関する枠組みであり、一般国民である未成年者の選挙運動を一律全面的に禁止する本件に援用することは不当である。

本件各規定は、政治的表現の自由の核心に位置する選挙運動の自由を、未成年者について一律全面的に否定するものであるから、厳格な審査に服する。そして、被告は、結局、未成年者が「人海戦術」に動員されることの弊害しか明らかにできておらず、人海戦術に対する厳格な規制がある中で、未成年者についてのみ、選挙運動を行うことがいかなる「弊害」をもたらすと主張しているのかは不明である。本件各規定は、被告の主張する目的を達成するための必要最小限度の手段とはいえず、目的と手段との合理的関連性もない。

したがって、本件各規定は憲法 21 条 1 項に反し、違憲である。

以上